

ほっかいどう龍馬会会則 (案)

第1条 この会は「ほっかいどう龍馬会」と称します

第2条 この会は、坂本龍馬の志に共鳴する人々が自由に交流し、楽しく集う事を目的とします。

第3条 この会の目的に賛同する方は、どなたでも入会申込書に記入の上、入会できます。
年会費は無料です。

第4条 この会は、年3回程度の「講演会」と、「旅行会」や懇親会を実施します。
参加者は、その都度関連する事務経費を含む参加費を実費負担するものとします。

第5条 本会の運営は、世話人会により実施されます。
世話人会の構成は、以下の通りです。

①.世話人代表：1名

②.世話人副代表：1名

③.事務局長及び会計：1名

④.事務局員及び会計：1名

⑤.世話人：若干名

⑥.会計監査：1名

尚、以上の役職は任期2年とし世話人会で互選されます。

第6条 本会に、名誉顧問及び顧問を置く事ができます。

第7条 この会の事務局は、
札幌市東区北27条東7丁目2-20 小宮山一夫宅とします。

電話：011-887-8187

第8条 この会則は、令和元年(2019年)6月8日から発効するものとします。